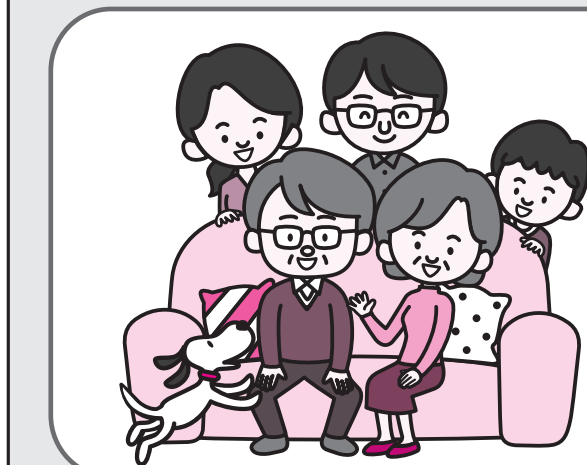


2022年度 商品パンフレット保存版

# 富士フィルムビジネスイノベーション および関連会社団体保険のご案内

お得な  
保険料

最大 **43.3%**の  
割引適用！



**従業員の皆さまとご家族の安心に！**

**<年に一度、保険の見直しをしませんか？>**

【申込締切日】 **2022年2月10日(木)**

【申込方法】

1 前年同条件で継続 >> お手続きは不要です。

2 新規・変更・脱退 >> 以下はインターネットでのお手続きとなります。



- ・団体損害保険（三井住友海上）
- ・社員グループ保険（日本生命）

お手続きは FFBX ホームページから <https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5 および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

## 富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社の団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社社員】のための保険制度です。  
スケールメリットを生かした制度で加入できる様々な商品をご用意しております。  
ご家族皆さままでご加入をご検討ください。

## 団体保険のメリット

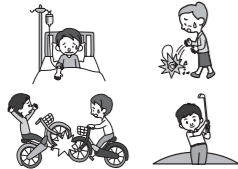


- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能※
- ④ ライフイベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単  
→保険料のお支払いは給与天引き  
→ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。





## お取り扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品を取りそろえて皆さまのニーズにお応えします。

### 保険募集期間にお手続きいただける商品

<b>団体損害保険</b> 三井住友海上火災 各種の損害に備える保険  ケガ保険 病気保険 賠償保険 携行品保険 ゴルファー向け保険 長期収入サポートプラン	<b>医療保険</b> アクサ生命・大樹生命 病気やケガに備える保険  入院保障保険 生活習慣病保障プラン
<b>いのちの保険</b> 日本生命・明治安田生命 万一の死亡・所定の高度障がいにも備える保険  社員グループ保険 (団体用生命保険) 家族生活(費)保障保険	

### 通年お手続きいただける商品

<b>自動車保険</b> 三井住友海上火災・東京海上日動火災 自動車の保険  GK くるまの保険 トータルアシスト	<b>火災保険/地震保険</b> 三井住友海上火災 住まいの保険  GK すまいの保険
<b>医療保険</b> アフラック 病気やケガに備える保険  医療保険 がん保険	<b>ペット保険</b> アニコム損保 ペットの保険  どうぶつ健保

## 2022年度の主な改定について

### ① 団体損害保険（三井住友海上）

ケガ保険 就業中対象外 3Aプラン } を廃止します。  
 24時間補償 3Cプラン }  
 現在3Aプランご加入の方は2Aプラン、3Cプランご加入の方は2Cプランに読み替えて自動継続となります。

### ② 社員グループ保険（日本生命）

こども特約を新設します。  
 本人が加入の場合、配偶者だけでなくこどももご加入いただけます。

### 申込書によるお手続き

以下の商品は申込書によるお手続きとなります。新規ご加入を希望される方は申込書を送付いたしますので、FFBX 保険 SC までご連絡ください。

- ・入院保障保険プライム 60 (アクサ生命)
- ・家族生活(費)保障保険 (明治安田生命)
- ・生活習慣病保障プラン (大樹生命)

### インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。

- ① 団体損害保険 (三井住友海上)
  - ② 社員グループ保険 (日本生命)
- ………パソコン可・スマホ可。

お勤め先によってインターネット手続きがご利用いただけない場合があります。  
 詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

### 手続きサイトの入り口

①～②いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート (FFBX) のホームページ (以下、HP) ※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

#### 【ご注意】

※① (団体損害保険) のお手続きの際、ブラウザソフトは必ず「Internet Explorer」を使用して、FFBX の HP へアクセスしてください。

※①～②いずれも直接保険会社のサイトへアクセスした場合は認証されません。必ず FFBX の HP よりアクセスください。

#### STEP 1

Internet Explorer を  
 起動し、検索サイトで  
 「FFBX」の HP を検索

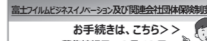
FFBX 検索

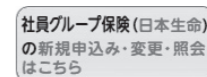
#### STEP 2

保険メニューの  
 ご案内をクリック



#### STEP 3

①  お手続きは、こちら >  
 募集締切日：2月10日

②  社員グループ保険(日本生命)の新規申込み・変更・照会はこちら

※スマホでお手続きの場合

STEP1・2の代わりに、  
 以下より、STEP3へ



### 保険金・給付金のインターネット手続きについて

- 保険金・給付金のお手続きも HP より連絡、依頼ができます。
- 団体損害保険 (三井住友海上) は専用 WEB サイトで以下のことが可能です。  
 (ご利用には条件があります)  
 ○ケガ保険/病気保険/携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。  
 詳細は同封の三井住友海上「保険金請求 WEB システム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

ケガ保険  
 病気保険  
 携行品保険  
 賠償保険  
 保険 SC  
 サポートプラン  
 長期収入  
 社員グループ保険  
 家族生活(費)保障保険  
 生活習慣病保障プラン  
 医療保険

# 富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社団体保険 商品一覧

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社にお勤めの皆さまと  
そのご家族さまだけが加入いただける制度です。

	保険種類	プラン	保険料 割引率等	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年齢 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	ネット 手続き	お手続き方法				
												新規加入	変更	脱退(解約)	変更なし	
各種の損害に 備える保険	団体損害保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	ケガ保険	43.3%	国内外問わず	本人および家族 一部本人のみ	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要	2022年 4月21日 午後4時	2023年 4月21日 午後4時	6月給与から	○ 保険募集 期間のみ	●団体募集期間 インターネット ●団体募集期間以外 FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。				
		病気保険	37%	*2	本人および家族 *3	生後15日以上~79才 親介護一時金・休業補 償は20才~89才	◎ 団体割引で 継続可									
		賠償保険	37%*1	*4	本人 (家族*5は自動対象)	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可									
		携行品保険	37%*1	国内外問わず	本人 (ファミリータイプ有)	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可									
		ゴルファー向け保険	6E、6D 6A、6B	37%*1	*6	本人および家族	制限 なし									◎ 団体割引で 継続可
			6F	37%*1	*7	本人	制限 なし									◎ 団体割引で 継続可
		長期収入サポートプラン	30%	国内外問わず	本人	15才~59才	×									
万一の死亡・ 所定の 高度障がい に備える保険	社員グループ保険 (引受保険会社 日本生命)	社員グループ保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および家族	本人 14歳6カ月超*70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) *配偶者は満18歳以上*11 こども 2歳6カ月超22歳6カ月以下	△ 詳細は別冊 P41・P49 をご確認 ください。	2022年 4月1日	2023年 3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ *10	インターネット	FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。 申込書を送付し ます。			
		家族生活(費)保障保険 (生活保障資金・遺児教育資金) 三大疾病保障保険 (引受保険会社 明治安田生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および配偶者	17歳6カ月超~ 59歳6カ月 (新規加入)	×	2022年 5月1日	2023年 4月30日	5月給与から	×					
		生活習慣病・ 三大疾病に 備える保険	生活習慣病保障プラン (引受保険会社 大樹生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および配偶者	本人 15歳6カ月超* 69歳6カ月以下 *配偶者は満18歳以上	×	2022年 4月1日	2023年 3月31日	4月給与から	×				
		病気やケガに 備える保険	入院保障保険(プライム60) (引受保険会社 アクサ生命)	約3%	国内外問わず	本人および家族*8	0歳~70歳	○ 個別扱いで 継続可	富士フィルムビジネス イノベーション 4月1日 富士フィルムビジネス イノベーション関連会社 5月1日	一生涯の保障 (一部の特約 は10年更新)	富士フィルムビジネス イノベーション 4月給与から 富士フィルムビジネス イノベーション関連会社 5月給与から	×				
通年お手続き いただける商品	病気やケガに 備える保険	医療保険 (引受保険会社 アフラック)	団体取扱	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで 継続可*9	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×	FFBX 保険 SC へ ご連絡く ださい。 申込書を送付し ます。	FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。			
		がん保険 (引受保険会社 アフラック)	約0.9%	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~満85歳	○ 個別扱いで 継続可*9	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×					
	自動車の保険	自動車保険 (引受保険会社 三井住友海上火災・ 東京海上日動火災)	35.0% *12、13	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	○						
	住まいの保険	火災保険/地震保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	10% (火災保険のみ)	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	×						
	ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保 (引受保険会社 アニコム損保)	月払約10% 年払 3%	国内のみ	本人および家族 (保険の対象 犬・猫)	犬・猫 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後より 口座振替	×						

\*1 傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術は43.3%  
基本補償、親介護は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象  
\*2 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)  
\*3 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(一部国内のみ補償)  
\*4 受託物賠償は国内で借りたもののみ対象(注)  
(注)詳細は別冊P11、P12をご参照ください。  
\*5 賠償保険の対象となる家族とは本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、  
本人または配偶者と別居の未婚の子(詳細は別冊P25の「(1)」をご参照ください)  
\*6 ゴルフアー賠償責任補償、傷害補償、用品補償は国内外問わず、ホールインワン・  
アルバトロス費用補償は国内のみ補償  
\*7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償  
は国内のみ補償  
\*8 対象となる被保険者は、本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族  
(こども・父母)  
\*9 富士フィルムビジネスイノベーションの社員の方は退職後の取扱いが異なる場合が  
ありますので、代理店・扱者までお問い合わせください。  
\*10 加入内容照会は通年で可能  
\*11 令和4年4月1日時点で満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場  
合でも加入いただけます。  
\*12 2022年3月1日始期~2023年2月28日始期の契約は、団体割引35%  
が適用されます。団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績に応じ  
て毎年3月1日に見直しされます。  
\*13 団体級の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者等)や団体  
扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。  
[注意] この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供す  
るものです。商品の詳細はパンフレット・契約概要等を必ずご確認ください。  
また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせ  
ください。

ケガ保険  
病気保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルファー向け  
長期収入  
社員グループ  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険

お手続きは不要です。

## お手続きの注意点

### 1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

### 2. 募集締切後の脱退（解約）

社員グループ保険について、募集締切（2022年2月10日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。 P15 <Q8> もご確認ください。

### 3. 病気保険（団体損害保険）について

- ご継続加入の方は原因発生日（発病日）が2022年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2022年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなります。
- 原因発生日（発病日）時点でのご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年齢によって保険料が変わりますので、必ずP9～10で保険料をご確認ください。

- 病気保険では、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊P39～40）のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- ご継続加入の場合、2020年4月21日始期以前のご契約において疾病・症状一覧表（同上）のA欄に該当する保険金支払歴のある疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象になりません。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただける場合があります。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。（詳細は別冊P36～P38「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

### 4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊P39～40）のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- 長期収入サポートプランは年齢によって保険料が変わりますので、必ずP13で保険料をご確認ください。

### 5. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、必ずセットで1年間保管ください。

## お勤め先が富士フィルムグループ資本から外れた場合のお取扱い

本制度は富士フィルムグループの福利厚生であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フィルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フィルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。

（アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。）

## ご退職時のお手続き

### ●退職後の継続の可否について

継続可能

- 団体損害保険（長期収入サポートプラン以外）
- 社員グループ保険（定年および会社都合による退職者に限る。）
- アクサ生命
- アフラック
- 自動車保険
- 火災保険
- ペット保険

退職により終了

- 長期収入サポートプラン
- 家族生活（費）保障保険・三大疾病保障保険
- 生活習慣病保障プラン
- 積立式団体終身保険

### ●退職後継続のお取扱いについて

団体契約または  
団体扱いで継続

- 団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）
- 社員グループ保険（退職事由による）
- 自動車保険
- 火災保険
- ペット保険

※翌年からは富士フィルムグループOB団体として、口座引落（団体損害保険は半年払い、自動車保険・火災保険は年払い）で継続が可能です。なお、社員グループ保険は退職後継続保障制度へ移行となります。

個人扱いで継続

- アクサ生命
  - アフラック
- ※団体割引が適用外となるため、一般保険料（個別保険料）での継続となります。ただし、アフラックは富士フィルムビジネスイノベーション社員の方に限り、退職金受け取り方法により団体扱いで継続できる場合があります。

### ●退職手続きのながれ

ご退職時にお手続きが必要な方に対し、富士フィルムビジネスエキスパート(株)保険サービスセンターより手続書類をお送りいたします。

保険種類・内容等により、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく場合があります。

ケガ  
保険

病気  
保険

携行  
品保  
険

保  
険  
支  
付  
金

サ  
ポ  
ー  
ト  
プ  
ラ  
ン

保  
険  
支  
付  
金

保  
障  
保  
険

保  
障  
保  
険

医  
療  
保  
険



割引率  
43.3%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人および家族	*○	P1~P2

※一部プラン変更要

<b>補償内容</b>	ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。
<b>改定のご案内</b>	昨年度3Aセット・3Cセットにご加入の方は、今年度、補償内容に変更がありますので、ご確認ください。(昨年度3Aセット→今年度3A廃止・2Aへ移行、昨年度3Cセット→今年度3C廃止・2Cへ移行)

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入できます。(複数プランの加入はできません。)

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガもお支払いができます。



## 就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

		1A	2A
<b>傷害入院保険金日額</b>	ケガの日から180日以内 180日限度	5,000円	10,000円
<b>傷害通院保険金日額</b>	ケガの日から180日以内 90日限度	3,500円	7,000円
<b>傷害手術保険金</b>	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
<b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b>	ケガの日から180日以内	255万円	510万円
<b>月額保険料（年令にかかわらず）</b>		840円	1,670円

1A～2Aプランは社員本人のみご加入できます。お仕事の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。

\*社員とは、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

## 24時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族\*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）  
※家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

		1B	2B	1C	2C
<b>傷害入院保険金日額</b>	ケガの日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
<b>傷害通院保険金日額</b>	ケガの日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
<b>傷害手術保険金</b>	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
<b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b>	ケガの日から180日以内	240万円	480万円	240万円	480万円
<b>月額保険料（年令にかかわらず）</b>		780円	1,550円	1,120円	2,240円

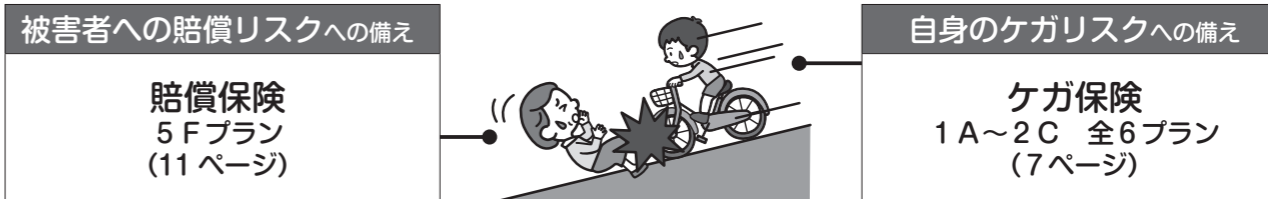
●上記は職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

Pickup!

自転車に乗る方必見！

## 自転車事故リスクへの備え

自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。



## 自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、高額な賠償金を支払わなければならない場合もあります。

このような問題を踏まえ、地域によって**自転車条例**が制定され始めました。

自転車に乗る方は、**賠償責任保険へ加入**し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県	他
	大阪府	静岡県	京都府	

## 賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故 **9,521** 万円の賠償判決

<b>判決事例</b>	男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決) 一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」より
-------------	--

賠償保険（5F）への加入で

## 1億円まで補償！ さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

●賠償保険（5Fプラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

## ！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限り、①長管骨 <sup>(注)</sup> または脊柱 ②長管骨 <sup>(注)</sup> に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし長管骨 <sup>(注)</sup> を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、（注）上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

ケガ保険  
病氣保険  
携行品保険  
ゴルフ向け保険  
長期収入  
サポートプラン  
社員グループ保険  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険

# 病気保険 基本補償



割引率  
**37%**

**補償内容** 病気による入院・手術・退院後の通院\*等を補償します。\*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族\* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。)  
\*家族の範囲は15ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、\*の保険金を除き、保険金額が2倍となります。

加入限度口数	2口	8E	8I	8H	8F
<b>疾病入院保険金日額</b> 病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度	5,000円	5,000円	3,000円	3,000円	
<b>疾病手術保険金</b>	入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍				
<b>疾病手術費用保険金</b>	100万円限度 ※2口お申込みの場合も100万円限度				
<b>疾病放射線治療保険金</b>	疾病入院保険金日額の10倍				
<b>疾病入院時一時金額</b>	5万円	5万円	5万円	5万円	
<b>疾病長期入院時保険金額</b>	10万円(入院90日ごと) ※2口お申込みの場合も10万円				
<b>疾病退院時一時金額</b>	5万円	-	-	-	
<b>疾病通院保険金日額</b> 退院した日の翌日から180日以内 30日限度	3,000円	3,000円	3,000円	-	
<b>葬祭費用保険金額</b>	150万円	-	-	-	

		月額保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2022.4.21 時点の年令 【年令別】 月額保険料	生後15日以上～4才	820円	1,610円	670円	1,310円	480円	930円	460円	890円
	5～9才	550円	1,060円	520円	1,000円	380円	720円	370円	700円
	10～14才	320円	600円	290円	540円	220円	400円	210円	380円
	15～19才	360円	670円	310円	570円	230円	410円	220円	390円
	20～24才	550円	1,020円	480円	880円	350円	620円	340円	600円
	25～29才	810円	1,480円	740円	1,340円	550円	960円	530円	920円
	30～34才	1,050円	1,920円	960円	1,740円	710円	1,240円	690円	1,200円
	35～39才	1,130円	2,060円	1,010円	1,820円	760円	1,320円	730円	1,260円
	40～44才	1,250円	2,290円	1,050円	1,890円	790円	1,370円	740円	1,270円
	45～49才	1,620円	3,000円	1,300円	2,360円	960円	1,680円	890円	1,540円
	50～54才	2,310円	4,270円	1,800円	3,250円	1,340円	2,330円	1,220円	2,090円
	55～59才	3,380円	6,190円	2,610円	4,650円	1,950円	3,330円	1,790円	3,010円
	60～64才	5,240円	9,480円	3,990円	6,980円	3,010円	5,020円	2,790円	4,580円
65～69才	8,110円	14,780円	6,070円	10,700円	4,530円	7,620円	4,200円	6,960円	
70～74才	12,120円	22,220円	8,890円	15,760円	6,600円	11,180円	6,040円	10,060円	
75～79才	19,040円	35,500円	13,570円	24,560円	9,800円	17,020円	8,940円	15,300円	



**ご注意点**

疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、疾病・症状一覧表(加入申込票記入例および別冊P39～40)のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象外です。

●「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件付でご加入されている方」は、別冊P37を必ずご確認ください。

# 病気保険 オプション

病気保険の基本補償にご加入の方のみのオプションです。

## +先進医療費用保険金

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
月額保険料		50円

## +親介護一時金・休業補償

特約被保険者(介護対象者)になれる方：基本補償の被保険者本人\*の親(姻族含む)

\*特約区分「2休業補償」「3一時金+休業補償」への加入は社員本人のみに限ります。ご家族の方はご加入いただけません。  
下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

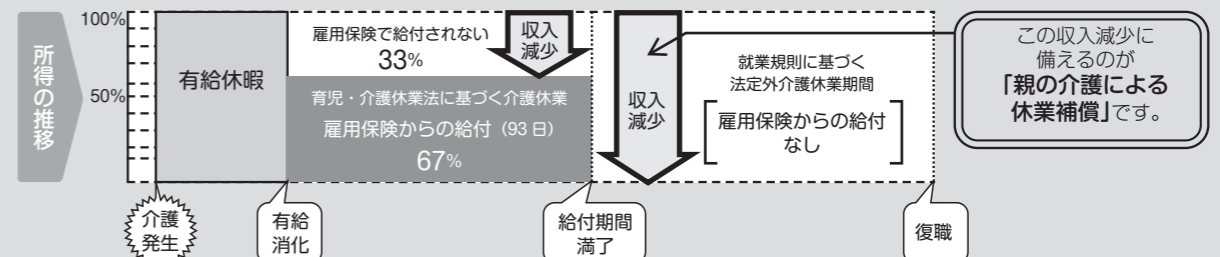
加入限度口数	3口	K2		
特約区分	1 一時金	2 休業補償	3 一時金+休業補償	
<b>親介護一時金額</b> フランチャイズ 期間：30日	100万円	-	100万円	
<b>親の介護による休業補償保険金額</b> 免責期間：93日 てん補期間：9か月	-	10万円	10万円	

2022.4.21 時点の 特約被保険者 または介護対象者 の年令	【親の年令別】 月額保険料		
20～24才	10円	10円	20円
25～29才	10円	10円	20円
30～34才	10円	10円	20円
35～39才	10円	10円	20円
40～44才	10円	10円	20円
45～49才	20円	10円	30円
50～54才	30円	20円	50円
55～59才	80円	50円	130円
60～64才	180円	110円	290円
65～69才	420円	250円	670円
70～74才	950円	570円	1,520円
75～79才	2,120円	1,280円	3,400円
80～84才	5,480円	3,320円	8,800円
85～89才	11,060円	6,720円	17,780円

Kプランの保険料は「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。

## 親の介護による休業補償

要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規定を必ずご確認ください。



ご加入 対象	退職後 継続	別冊 ページ
本人 および 家族	○	P.3~ P.10

ケガ保険  
病気保険  
携行物品保険  
賠償保険  
ゴルフ向け  
ファミリー向け  
長期収入  
社員グループ  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険

団体総合生活補償保険（標準型）  
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

# 賠償保険・携行品保険

割引率  
**37%**  
傷害死亡・後遺障害は43.3%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人*	○	P11~P13

\*賠償：家族は自動対象  
携行品：家族型あり

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約  
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフアー賠償責任補償特約  
ゴルフアー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

# ゴルフアー向け保険

割引率  
**37%**

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
6E、6D、6A、6B 本人および家族	6F 本人	○ P14~P18

※6F以外：傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術 6F：傷害死亡・後遺障害は43.3%

## 賠償保険 補償内容 第三者の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ  
※社員本人1名のご加入でご家族全員が補償対象となります。

	5F
日常生活賠償保険金額 示談交渉サービス付	1億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000円	10万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内 ※本人のみ対象	100万円
月額保険料	170円

●上記は職種別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### ！ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 <sup>注</sup> ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償 <sup>注</sup> します。なお、示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細は別冊P11、P12をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

## 携行品保険 補償内容 外出先での携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10F	10G
補償対象者	本人	本人・ご家族*
携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	30万円	30万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内	50万円	50万円
月額保険料	160円	320円

●上記は職種別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。  
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

### ！ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含む。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。お支払対象となる主な携行品、お支払対象外となる携行品について必ず別冊P13、P20をご参照ください。
天災危険補償対象外 修理不能の場合	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額がお支払限度となります。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、保険期間通算で30万円が限度となります。通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

### 社員本人1名のご加入で自動的にご家族\*全員を補償！

死亡・後遺障害保険金：本人のみが補償対象  
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを落として壊してしまった。



洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。



デパートの高額商品を落として壊してしまった。

### 携行品に生じた破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。  
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕

## ゴルフアー向け保険

### 補償内容 ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打つたため、第三者に損害を与えてしまった。



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。（\*）



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。（\*）



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。（\*）

（\*）ゴルフ場やゴルフ練習場でのプレー中に限ります。ホールインワン・アルバトロス費用補償の場合は、日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：6F⇒社員本人のみ 6F以外⇒社員本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）

	6F	6E	6D	6A	6B
ゴルフアー賠償責任保険金額	—	2億円	1億円	1億円	5,000万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内	50万円	1,000万円	980万円	530万円	330万円
傷害入院保険金日額 ケガの日から180日以内 180日限度	—	15,000円	14,700円	7,950円	4,950円
傷害通院保険金日額 ケガの日から180日以内 90日限度	—	10,000円	9,800円	5,300円	3,300円
傷害手術保険金	—	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
ゴルフ用品保険金額	—	54万円	40万円	27万円	12万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	70万円	100万円	50万円	35万円	20万円
月額保険料	550円	1,140円	710円	480円	290円

●上記6Fは職種別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### ！ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

### 【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフアー向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。（補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。）

保険種類	地域		特徴	保険金の種類	地域		特徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中を含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフアー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフアー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が生じた場合	ゴルフアー用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が生じた場合
ホールインワン・アルバトロス費用（6F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6E、6D、6A、6B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊P11～18をご覧ください。

ケガ保険  
病欠保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルフアー向け保険  
長期収入  
サポートプラン  
社員グループ保険  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険



割引率  
**30%**

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人	×	P19~P20

## 長期収入サポートプラン

**補償内容** ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合(最長 60 才に達した日まで<sup>(※)</sup>)補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

**加入限度口数 5口** 最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金 (1口)		A 5万円/月	
[年令別] 月額保険料	2022.4.21 時点の年令	男性	女性
		15 ~ 24 才	314 円
	25 ~ 29 才	330 円	269 円
	30 ~ 34 才	398 円	372 円
	35 ~ 39 才	492 円	524 円
	40 ~ 44 才	682 円	794 円
	45 ~ 49 才	899 円	1,042 円
	50 ~ 54 才	1,061 円	1,160 円
	55 ~ 59 才	1,010 円	992 円

●免責期間(支払対象外期間)は180日です。

## 「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします!!

### ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します!

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達した日まで<sup>(※)</sup>の長期間の補償を提供します。

### 在職中のケガや病気の就業障害については、ご退職後も補償します!

在職中のケガや病気が原因でご退職された場合には、就業障害が続く限り、最長 60 才に達した日まで<sup>(※)</sup>補償します。

### 自宅療養期間中もお支払いの対象です!

入院・自宅療養<sup>\*</sup>に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。  
※医師の指示によるものに限りです。

### 一部復職した場合も対象です!

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

### 精神障害による就業障害も補償します!

精神障害による就業障害の場合のお支払い期間は最長2年になります。

### 現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です!

(※)ただし、免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない場合は3年間。  
なお、60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

Pickup!

働き盛りの年代だから向き合いたい!

## 働けなくなるリスク

突然のケガや病気で働けなくなってしまった...



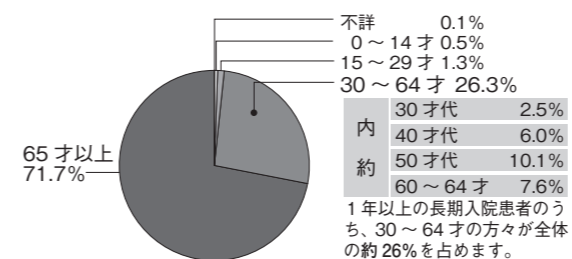
交通事故にあい長期間入院することになってしまった...

病気になる、長期間入院することになってしまった...

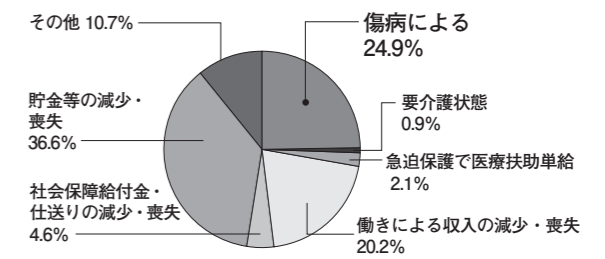
<働けなくなるリスクは死亡リスクに比べ深刻!>

働けなくなるリスク	勤務先	死亡リスク
休業、退職により収入がストップ	勤務先	退職金、弔慰金の給付
引き続き必要	生活費	本人分は不要
引き続き必要	教育費	引き続き必要
さらに必要	医療費	本人分は不要
返済は継続	住宅ローン	団体信用生命保険により完済

### 1年以上の入院患者の年令構成

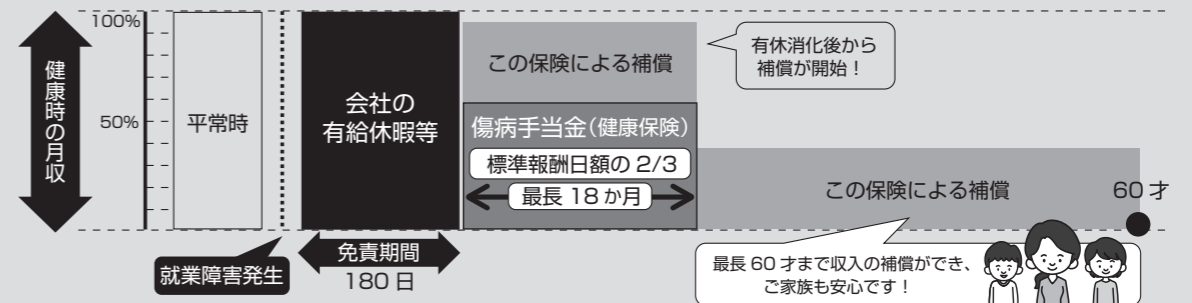


### 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合



### 補償イメージ

※免責期間(支払対象外期間)終了日の翌日から起算した満了日までの期間が3年に満たない場合、てん補期間を3年とします。また精神障害による就業障害の場合のお支払い期間は最長は2年となります。



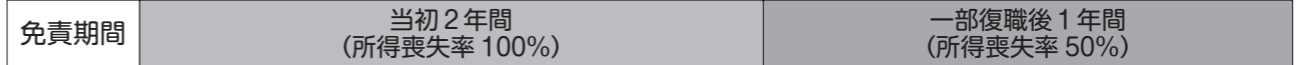
### 支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額(支払基礎所得額)25万円(5口加入)の場合

25万円 × 100% × 2年間 = 600万円

25万円 × 50% × 1年間 = 150万円



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
- ◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
- 【ご注意】◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

ケガ保険  
病欠保険  
賠償保険  
携行物品保険  
ゴルフ向け保険  
サポートプラン  
社員グループ保険  
家族生活費  
保障生活費  
保障プラン  
生活習慣病  
医療保険



# 団体損害保険 Q & A

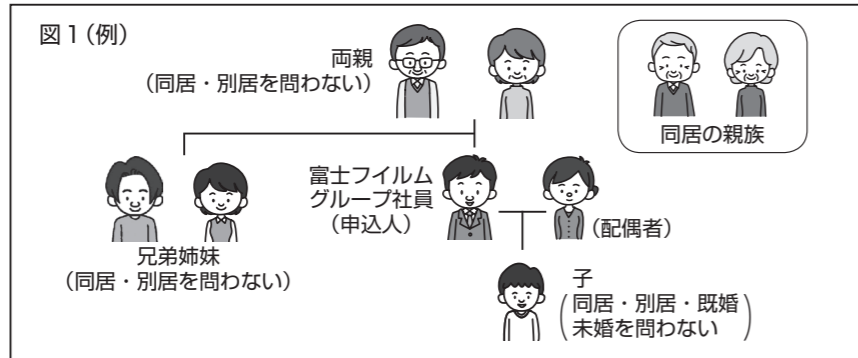
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



## 加入の可否

**<Q1>** ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者になれるのか？

**A1** 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



**<Q2>** 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

**A2** 加入できます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

**<Q3>** 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

**A3** 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹については加入できます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）  
加入できる補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

**<Q4>** 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

**A4** 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊P25をご覧ください。

## 健康状況告知

**<Q5>** 健康状況告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

**A5** 「はい」となる項目があった場合でも、内容によっては新規加入、補償の増額・追加が可能です。詳細については、別冊P36～P40をご確認ください。  
\*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。  
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

**<Q6>** 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

**A6** 再加入時に健康状況告知へご回答いただき、その内容をもとにお引受可否を判断させていただきます。  
\*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。  
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

**<Q7>** 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

**A7** 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。

## 訂正・変更

**<Q8>** 保険期間の途中で補償の追加、変更や解約はできますか？

**A8** 下記以外の口数の変更、プランの追加・脱退・変更などは受付しておりません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。  
**<新規加入>**これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。  
 例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合  
**<被保険者の追加>**これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。  
 例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合  
**<全部脱退>**これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。  
**<被保険者の脱退>**これまで、団体損害保険加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

- 例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
- 例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
- 例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

## 補償内容

**<Q9>** 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

**A9** ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは別冊P21～23の「用語のご説明」をご覧ください。

**<Q10>** 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

**A10** 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊P3をご覧ください。

**<Q11>** 新型コロナウイルスに感染したのですが補償の対象となりますか？

**A11** 病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療を受けた場合は「病気保険」の対象となります。罹患者が医師の指示により臨時施設に入り診療を受けること、自宅療養する場合も含まれます。

**<Q12>** 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

**A12** 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含まれます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

**<Q13>** 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

**A13** 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

**<Q14>** 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

**A14** 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。  
なお、2020年4月21日始期以前のご契約において胃がんの入院・手術で保険金をお支払いしている場合は、翌年から、胃がんが属する疾病コードの疾病・症状（A・B欄すべて）およびそれらと医学的因果関係がある疾病・症状についてはお支払いしない条件でお引受けします。加入者証をご確認いただき、詳細については、富士フィルムビジネスエキスパートまでお問い合わせください。

**<Q15>** 『病気保険』、『長期収入サポートプラン』で精神的な病気も補償されますか？

**A15** 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P3～10の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。  
『長期収入サポートプラン』は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は、補償対象です。詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

**<Q16>** 『携行品保険10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

**A16** 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

**<Q17>** 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

**A17** スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）  
 携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）  
 タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

**<Q18>** 『ゴルファー向け保険6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

**A18** はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

## その他

**<Q19>** 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

**A19** 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）・『長期サポートプラン』が生命保険料控除の対象です。

**<Q20>** 退職した場合、継続加入できますか？

**A20** 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

補償プラン		補償プラン	
ケガ保険（1A・2A）	24時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）での継続となります。	携行品保険	このまま継続が可能です。
ケガ保険（1A・2A以外）	このまま継続が可能です。	ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
病気保険	このまま継続が可能です。	長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。
賠償保険	このまま継続が可能です。		



# 社員グループ保険

団体定期保険Ⅰ (事務幹事) 日本生命

## 商品内容のご説明

※別冊P43～46に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊P47～48に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等)を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人 or 本人・配偶者・子ども	△	P41～48 P49～50

制度内容等の詳細につきましては別冊P41～48およびP49～50の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

### 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

#### ●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

#### チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## 特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。  
※告知に関しては、別冊P47～48に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。  
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。(配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。  
※2021年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。  
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。  
※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。  
※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



## 保障額と保険料 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。 ※加入資格の詳細については別冊P41をご確認ください。

年齢群団別 男女別月払保険料(概算) (保険料の単位:円)

対 象	本 人														
	配 偶 者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
15歳～35歳 (S61.10.2生～ H19.10.1生)	147	295	493	986	1,479	1,972	2,465	2,958	3,451	3,944	4,437	4,930	5,423	5,916	
36歳～40歳 (S56.10.2生～ S61.10.1生)	173	347	578	1,157	1,735	2,314	2,892	3,471	4,049	4,628	5,206	5,785	6,363	6,942	
41歳～45歳 (S51.10.2生～ S56.10.1生)	218	436	727	1,454	2,181	2,908	3,635	4,362	5,089	5,816	6,543	7,270	7,997	8,724	
46歳～50歳 (S46.10.2生～ S51.10.1生)	289	579	965	1,931	2,896	3,862	4,827	5,793	6,758	7,724	8,689	9,655	10,620	11,586	
51歳～55歳 (S41.10.2生～ S46.10.1生)	434	868	1,447	2,895	4,342	5,790	7,237	8,685	10,132	11,580	13,027	14,475	15,922	17,370	
56歳～60歳 (S36.10.2生～ S41.10.1生)	487	975	1,626	3,253	4,879	6,506	8,132	9,759	11,385	13,012	14,638	16,265	17,891	19,518	
61歳～65歳 (S31.10.2生～ S36.10.1生)	517	1,035	1,725	3,450	5,175	6,900	8,625	10,350	12,075	13,800	15,525	17,250	18,975	20,700	
66歳～70歳 (S26.10.2生～ S31.10.1生)	558	1,116	1,861	3,723	5,584	7,446	9,307	11,169	13,030	14,892	16,753	18,615	20,476	22,338	

対 象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円	400万円
保険年齢		
3歳～22歳 (H11.10.2生～ R1.10.1生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2022年4月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。  
《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。  
記載の保険料は、確定保険料を含め、2021年10月27日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 総合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターに照会ください。  
【退職時のお取扱い】  
退職後のお取扱いについては、別冊P41・P49をご確認ください。

加入対象者	役員・社員・嘱託
保 険 金	死亡保険金額・高度障がい保険金額100万円
保険金受取人	申付金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。  
(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になれません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

**保険料会社負担部分について**  
当制度は役員・社員・嘱託の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。  
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、2月10日までにFFBXの以下部署までお申し出ください。  
富士フィルムビジネスイノベーション様の方  
→ FFBX 総合ビジネスサービス本部 FX人事SC給与グループ  
富士フィルムビジネスイノベーション関連会社の方  
→ FFBX 総合ビジネスサービス本部 保険サービスセンター

ケガ保険  
病欠保険  
携行品保険  
ゴルフ保険  
長期収入  
サポート  
社員グループ保険  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険



# 社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～48 および P49～50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

## ■保険金のお支払事由

**[死亡保険金]**……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

**[高度障がい保険金]**…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（\* 1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（\* 2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（\* 1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（\* 2）対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

## ～高度障がい状態に関する補足説明～

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 眼の障がい（視力障がい）

- （1）視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

### 3. 言語またはそしゃくの障がい

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## ■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

### 【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
    - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（\* 1）日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
    - ・保険契約者・被保険者の故意。
    - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
    - ・戦争その他の変乱。（\* 2）
- （\* 1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。  
 （\* 2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

### 【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（\* 1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（\* 1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）  
 したがって、原因となる傷病がご加入（\* 1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

### 【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合  
ご加入（\* 1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（\* 1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合  
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合  
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合  
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合には、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
  - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

### ■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
家族生活費
生活習慣病
医療保険



# 社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～48 および P49～50 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

## ■ 保険金の年金受取り(年金払特約)

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金受取りに関する詳細については、団体に備付けの「年金受給のしおり」を必ずご確認ください。

<b>1</b> 全額一時金 保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。 	<b>2</b> 一時金+年金 葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。 	<b>3</b> 全額年金 一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。 
---	---	---

### 【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型	定額型・逓増型(年5%の単利)		
年金受取り	次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)		
年金受取開始日	次のいずれかを選択〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕		
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	

- 年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

ケガ保険  
 病欠保険  
 賠償保険  
 旅行保険  
 ゴルフ保険  
 サポートインシ  
 長期収入  
 社員グループ保  
 障生活費  
 生活習慣病  
 医療保険



# 「家族生活(費)保障保険」+「三大疾病保障保険・健康づくりサポート」

〈引受保険会社〉 明治安田生命保険相互会社

(健康応援プログラム)

※【契約概要】【注意喚起情報】は別冊のP51～52に記載しています。ご加入前に本パンフレットとあわせて必ずご確認のうえ、お申込みください。

ご加入対象	退職後継続	記入例ページ	別冊ページ
本人 配偶者	×	申込書 裏面	P.51～ 52

年金払特約付団体定期保険〔生命保険〕、健康づくりサポート、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)〔生命保険〕

## ● 家族生活(費)保障保険

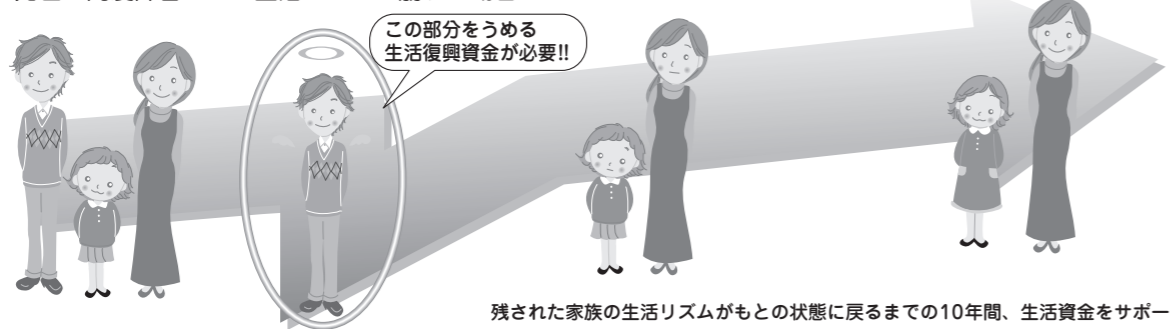
● 万一の時残されたご家族のために・・・死亡・高度障害のリスクに備える保障です。

### 家族の生活保障資金として

● 生活のリズムが順調な場合は問題ありませんが...



● 万一、死亡・高度障害により生活リズムが崩れた場合



残された家族の生活リズムがもとの状態に戻るまでの10年間、生活資金をサポートします。

### 生活保障資金：基本

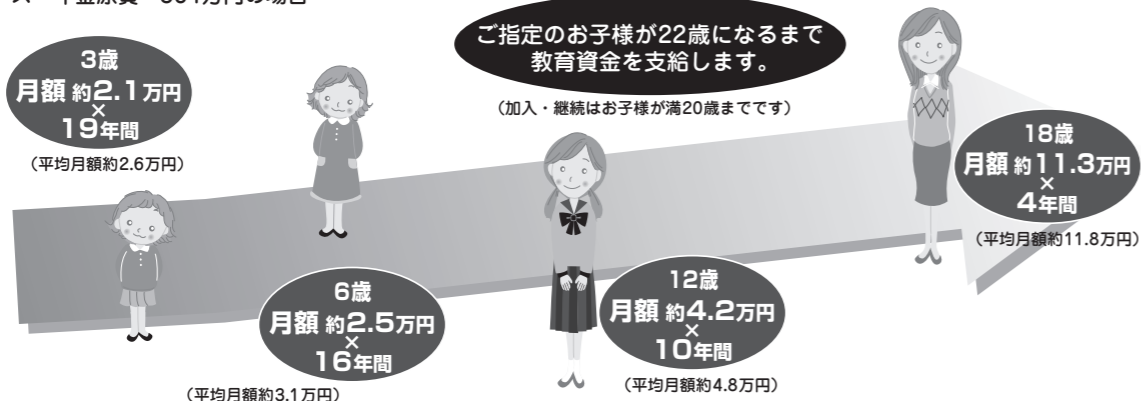
だからプラス

「遺児教育資金(※1)」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

### 遺児教育資金として

● 万一(死亡・高度障害)の場合のお子様の教育資金確保を目的とした保障です

※1コース 年金原資 564万円の場合



★遺児教育資金の受取人はご指定のお子様になります。  
 ★記載の月額額は初年度のもので、受取期間中、月額額は毎年3%逦増します。  
 ★記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。  
 ★お子様が満21歳に到達すると自動脱退となります。  
 ★お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

※遺児教育資金1コース加入の場合

(※1) 生活保障資金に加入することが条件です。

だからプラス

## ● 特定疾病時の保障・健康づくりサポート

● 健康で長生きするために・・・特定疾病のリスクに備える保障です。

### 三大疾病保障保険(※2)

健康増進に取り組んでいても、恐ろしい特定疾病は突然襲ってきます。



(※2) 家族生活(費)保障保険(生活保障資金)に加入することが条件です。

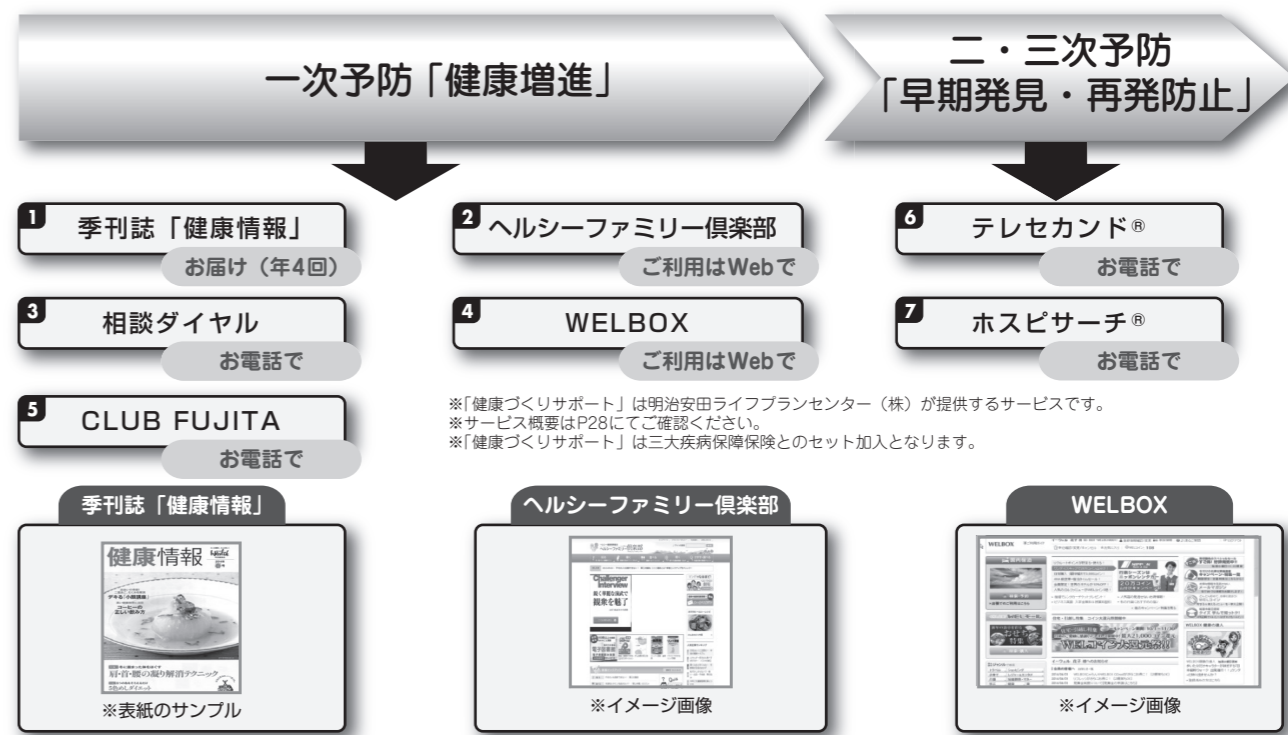
だからプラス

生活習慣やストレスにより健康をそこなう前に・・・ご自身の健康維持のためのサポートです。

### 健康づくりサポート(※3)

ココロとカラダの健康づくりをサポートする7つのメニュー!

月額 200円



(※3) 三大疾病保障保険に加入することが条件です。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ
家族生活(費)保障保険
生活習慣病
医療保険



# 家族生活(費)保障保険について

〈引受保険会社〉 明治安田生命保険相互会社

## 意向確認【ご加入前のご確認】

団体定期保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

## 保障内容と月額保険料（※受取期間中、年金月額は毎年3%逦増します。）

### 生活保障資金

### 基本

万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、残されたご家族のための生活費を確保するプランです。

#### 本人加入コース

コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円)		
							年齢	男性	女性
1コース	約 4.7万円	約 6.0万円	約 5.4万円	10年	約 651万円	約 628万円	18歳~35歳	659	446
							36歳~40歳	823	703
							41歳~45歳	1,093	848
							46歳~50歳	1,539	1,174
							51歳~55歳	2,211	1,564
							56歳~60歳	3,165	1,966
							61歳~65歳	4,810	2,587
							66歳~70歳	7,103	3,467
2コース	約 9.5万円	約 12.1万円	約 10.8万円	10年	約 1,302万円	約 1,256万円	18歳~35歳	1,319	892
							36歳~40歳	1,645	1,407
							41歳~45歳	2,185	1,696
							46歳~50歳	3,077	2,349
							51歳~55歳	4,421	3,127
							56歳~60歳	6,330	3,931
							61歳~65歳	9,621	5,175
							66歳~70歳	14,205	6,933

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

#### 配偶者加入コース

配偶者に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円)		
							年齢	男性	女性
1コース	約 2.8万円	約 3.6万円	約 3.2万円	10年	約 391万円	約 377万円	18歳~35歳	396	268
							36歳~40歳	494	422
							41歳~45歳	656	509
							46歳~50歳	924	705
							51歳~55歳	1,327	939
							56歳~60歳	1,900	1,180
							61歳~65歳	2,888	1,553
							66歳~70歳	4,810	2,587
2コース	約 4.7万円	約 6.0万円	約 5.4万円	10年	約 651万円	約 628万円	18歳~35歳	659	446
							36歳~40歳	823	703
							41歳~45歳	1,093	848
							46歳~50歳	1,539	1,174
							51歳~55歳	2,211	1,564
							56歳~60歳	3,165	1,966
							61歳~65歳	4,810	2,587
							66歳~70歳	7,103	3,467

■配偶者の年金原資(死亡保険金額・高度障害保険金額)は本人と同額以下とさせていただきます。  
 ■本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。  
 ■保険料は毎月の給与から控除します。(初回は、5月給与から)

## 保険金に対する課税について

1. 死亡保険金(年金受取とした場合も含む)を受けとられた場合の課税関係  
 死亡保険金を受けとられた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。  
 ③ 高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。

2. 年金を受けとられた場合の課税関係

毎年支払われる年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに関係なく、雑所得となります。  
 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
加入者本人	加入者本人	配偶者・子どもなど	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税(一時所得)
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

家族生活(費)保障保険は、死亡保険金を年金原資として遺族が受け取れるというコンセプトに基づく制度ですが、ご請求者の希望により一時金で受け取ることも可能です。

## 加入資格

※詳細についてはP29をご確認ください。

本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方(なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。)  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方(継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。)

## 遺児教育資金

## 充実

本人に万一のこと(死亡・高度障害)があった場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(満20歳までの子ども)が年金(教育資金)として22歳になるまで受け取る制度です。

※生活保障資金とセットでご加入ください。(満20歳までのお子様3名まで加入できます)

### お子様一人あたりの月額保険料(概算)

(単位:円)

コース	満20歳までのお子様1名あたり(3名まで加入可)		
	年金原資(死亡・高度障害保険金) 564万円	年金原資(死亡・高度障害保険金) 400万円	
1コース	年齢	男性	女性
	18歳~35歳	592	400
	36歳~40歳	739	632
	41歳~45歳	981	761
	46歳~50歳	1,382	1,055
	51歳~55歳	1,985	1,404
	56歳~60歳	2,843	1,765
	61歳~65歳	4,320	2,324
3コース	年齢	男性	女性
	18歳~35歳	420	284
	36歳~40歳	524	448
	41歳~45歳	696	540
	46歳~50歳	980	748
	51歳~55歳	1,408	996
	56歳~60歳	2,016	1,252
	61歳~65歳	3,064	1,648
66歳~70歳	4,524	2,208	

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。  
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

### 万一(死亡・高度障害)の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安(受取月額は毎年3%逦増します)(単位:円)

コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		初年度月額(支給期間)	初年度月額(22年)	初年度月額(21年)	初年度月額(20年)	初年度月額(19年)	初年度月額(18年)	初年度月額(17年)
1コース	0歳	約1.8万	約1.8万	約2.0万	約2.1万	約2.2万	約2.4万	
	6歳	約2.5万	約2.7万	約2.9万	約3.2万	約3.5万	約3.8万	
	12歳	約4.2万	約4.8万	約5.4万	約6.2万	約7.4万	約8.9万	
	18歳	約11.3万	約15.2万	約23.0万				
	3コース	0歳	約1.2万	約1.3万	約1.4万	約1.5万	約1.5万	約1.7万
		6歳	約1.8万	約1.9万	約2.1万	約2.2万	約2.5万	約2.7万
		12歳	約3.0万	約3.4万	約3.8万	約4.4万	約5.2万	約6.3万
		18歳	約8.0万	約10.7万	約16.3万			

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※申込書記入例は、申込書裏面に記載しております。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P29、31~32

ケガ保険  
 病氣保険  
 賠償保険  
 サポートプラン  
 長期収入  
 社会保険  
 家族生活費  
 保障プラン  
 生活習慣病  
 医療保険

# 三大疾病保障保険・健康づくりサポート

〈引受保険会社〉 明治安田生命保険相互会社

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当  
 特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) [生命保険] 健康づくりサポート  
 (健康応援プログラム)

## 健康づくりサポート

気づき 行動 増進

「健康増進」と「生活習慣病予防」

三大疾病保障保険が経済的サポート

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大疾病保障保険とセットでご加入ください。

### 意向確認〔ご加入前のご確認〕

無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 制度の特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

### (1) 三大疾病保障保険

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) [生命保険]

【加入対象区分：本人・配偶者】

※家族生活(費)保障保険(生活保障資金)とセットでご加入ください。

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金 **300万円**

- 死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金 **300万円**

\* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

●被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 <sup>※1</sup>
●悪性新生物 (がん)	加入日(*)前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>※4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発生した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発生した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	—
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病 <sup>※9</sup> により所定の高度障害状態になられたとき	—

保険金のお支払いについて、本パンフレットの31～32ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

- ※1 お支払対象とならない疾病には、左記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1) 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や検査診断等において具体的な指図を受けた時を含みます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

《リビング・ニーズ特約》 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

### 月額保険料 〈保険期間1年、集団月掛扱月払、保険金額300万円〉

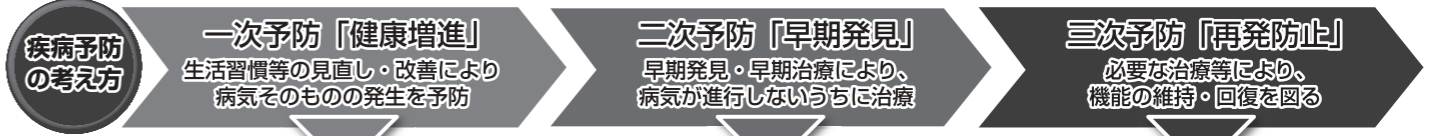
年齢	保険料	
	男性	女性
18～20歳	543 円	468 円
21～25歳	699 円	543 円
26～30歳	714 円	669 円
31～35歳	864 円	918 円
36～40歳	1,140 円	1,311 円
41～45歳	1,551 円	1,878 円
46～50歳	2,535 円	2,349 円
51～55歳	4,158 円	3,051 円
56～60歳	6,465 円	3,741 円
61～65歳	10,035 円	5,274 円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

- 加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- (\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。
- その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- 保険料は5歳ごとの年齢群団となります。(5歳ごとに保険料が変わります)
- 保険料は毎月の給与から控除します。(初回は5月分から)
- 保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。
- \*この保険には満期保険金はありません。 \*この保険には自動振替貸付制度はありません。 \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

### (2) 健康づくりサポート

■サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



#### 一次予防に対応したサービスメニュー

##### ●季刊誌「健康情報」

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を掲載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)

##### ●ヘルシーファミリー倶楽部

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

##### ●相談ダイヤル

様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・。ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネージャー等)が責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

#### 二次・三次予防に対応したサービスメニュー

##### ●テレセカンド<sup>®</sup>

病院に受診することなく、名医(\*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。  
 ●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
 ●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

##### ●ホスピサーチ<sup>®</sup>

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
 ●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
 ●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

##### ●WELBOX (ウェルボックス)

国内約27,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

##### ●CLUB FUJITA

藤田観光が運営するウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。〈神奈川|泉箱根2、静岡県|熱海・宇佐美、三重県|鳥羽、長野県|尻沓、車山高原〉

### ■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(2022年5月1日～2023年4月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

### ■「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条 (目的)**  
 健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。
- 加入者がよく健康増進に貢献できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条 (加入資格等)**  
 1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
 2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条 (運営費)**  
 加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条 (加入者証の付与)**  
 加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただけます。
- 第5条 (健康情報の提供)**  
 加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条 (サービスの内容)**  
 1. サービスとは、以下のものを指します。  
 ① 健康情報に関するサービス  
 (1) 健康情報は等による各種健康情報の提供  
 (2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
 (3) その他  
 ② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
 この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
 2. 当社が第1条の目的に合い提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイザーを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

### ■個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的  
 取得した個人情報(健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します)。
- 個人情報の取扱いの委託について  
 利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行います。
- 保有個人情報の開示等および問い合わせ窓口について  
 当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
 【お問い合わせ先】 明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)  
 団体サービス部 生活・健康サービスグループ  
 03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性  
 氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

- 第7条 (届出事項の変更)**  
 1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
 2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条 (脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)**  
 1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
 2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。  
 3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。  
 4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条 (加入期間)**  
 1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることのできる期間は1年です。  
 2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条 (データ保護)**  
 当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条 (規約の変更)**  
 本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以後は、変更後の規約に従い取り扱うものとします。
- 第12条 (契約の終了)**  
 1. 本規約が所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
 2. 本規約が加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかわる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社  
 事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】 健康づくりサポート事務局：0120-567-074 (平日9:00～17:00)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P30～32

ケガ保険  
 病気保険  
 賠償保険  
 ゴルフ向け保険  
 サポートプラン  
 長期収入  
 社員グループ保険  
 家族生活費  
 生活習慣病  
 医療保険

# ご加入にあたっての留意点(必ず、お読みください。)

## ● 家族生活（費）保障保険

### 1.加入資格（遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。)

本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
---

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

### 2.継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

### 3.保険期間

1年間（2022年5月1日～2023年4月30日）で以後毎年更新します。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

### 4.配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

（三大疾病保障保険には、配当金はありません。）

### 5.年金払特約

- 年金の種類と型
  - 年金支払期間は、コースによって決まります。（逡増型確定年金です）
  - 基本年金額は毎年、逡増いたします。（逡増率単利3%）
- 配当金
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
  - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
  - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金
  - 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

MY-A-22-団-000608

### 6.引受会社

【引受会社】明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 大樹生命 シプラルタ生命 東京海上日動あんしん生命  
SOMPOひまわり生命 メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

## ● 三大疾病保障保険

### 1.加入資格

本人…家族生活(費)保障保険に加入の本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
---

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金を支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※加入日(＊)よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日(＊)以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

(＊)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 2.保険期間

1年間（2022年5月1日～2023年4月30日）で以後毎年更新します。

### 3.リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断される時。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。

●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為による時

(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意による時

(3)戦争その他の変乱による時

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

ケ  
ガ  
保  
険

病  
気  
保  
険

携  
行  
品  
保  
険

保  
険

サ  
ボ  
ー  
リ  
ン  
グ

保  
険

保  
障  
保  
険

保  
障  
プ  
ラ  
ン

医  
療  
保  
険



# ご加入にあたっての留意点(必ず、お読みください。)

## 4.代理請求特約〔Y〕について

代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。  
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方  
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。  
保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いたしてもお支払いできません。  
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者にお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約〔Y〕の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病保障保険 ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回(クーリング・オフ)について
- 解約と返戻金について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 契約内容の変更等について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

・保険期間中の保障額の増額・減額はできません。 ・保険期間の変更はできません。 ・保険料の払込方法の変更はできません。

●引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

**引受会社 明治安田生命保険相互会社**  
総合法人第二部法人営業第三部 〒107-0052 住所：東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館23階 TEL：03-3560-5736  
この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

MY-A-22-特疾-000609

## ● 家族生活（費）保障保険、三大疾病保障保険

### 1.ご加入に際して

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

	家族生活（費）保障保険	三大疾病保障保険
申込更新方法・取扱い	所定の申込書に必要な事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が60歳(配偶者は65歳)を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
締切日	合同募集申込締切日	2022年2月10日(木)
お支払いの保険金	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。なお、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ◆詳細は27ページをご覧ください。
高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日(※)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
お支払いの保険金からのご注意	<保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認められたときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。 ●改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。	

#### <家族生活（費）保障保険>

●相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

#### <三大疾病保障保険>

●当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっております。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

●保険金のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。  
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性ががあります。

#### 個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>(家族生活(費)保障保険、三大疾病保障保険共通)

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ケ  
カ  
保  
険

病  
気  
保  
険

携  
行  
品  
保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

保  
険

# 生活習慣病保障プラン <無配当医療保障保険(団体型)>

〈保険契約者〉富士フィルムビジネスイノベーション株式会社  
 〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

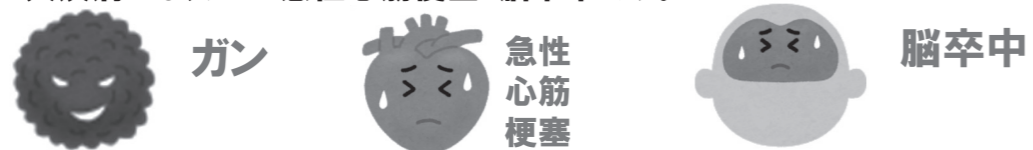
別冊 P61～64 の「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人・配偶者	×	P61～64

## 制度の特徴

### ◎所定の三大疾病と診断されたときに一時金100万円保障

所定の三大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中です。



### ◎所定の生活習慣病による入院(1泊2日以上)と手術を保障

所定の生活習慣病とは、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患です。



## お取り扱い内容

加入資格	健康で正常に勤務されている富士フィルムビジネスイノベーション、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン・関連会社の役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で2022年4月1日現在、以下に該当する方。 <b>本人</b> ：15歳6か月超69歳6か月以下(昭和27年10月2日～平成18年10月1日生まれ)の方。 <b>配偶者</b> ：満18歳以上69歳6か月以下(昭和27年10月2日～平成16年4月1日生まれ)の方。 ※2022年4月1日時点で満16歳以上の女性は上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
配偶者の加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者とは、公的医療保険制度(健康保険)の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。</li> <li>●配偶者のお申込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。</li> <li>●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。</li> <li>●配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。</li> </ul>
責任開始期(加入日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2022年4月1日</li> </ul>
受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各給付金の受取人は配偶者分も含めて本人(主契約の被保険者)となります。</li> <li>※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している(告知を受けている)ものとして本人に各給付金をお支払いします。</li> <li>【代理請求人について】</li> <li>●三大疾病診断給付金については、本人に請求できない特別な事情がある場合、本人があらかじめ指定した代理請求人が給付金を請求することができます。詳しくは別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」に記載しておりますのでご確認ください。</li> </ul>
脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職(死亡含む)された場合には、当制度から脱退していただきます。</li> <li>●本人が脱退(死亡含む)された場合には、配偶者も同時に脱退となります。</li> <li>●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。</li> </ul>
中途変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間途中での加入・口数の変更・脱退(退職した場合を除く)はお取り扱いできません。</li> </ul>
保険料の払込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4月分給与より引き取り開始、以降毎月給与より引き取ります。</li> </ul>
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条)</li> <li>●本人(主契約の被保険者)が受け取る給付金は非課税となります。(所得税法施行令第30条)</li> <li>※2021年9月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。</li> </ul>
制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当パンフレット・別冊は、無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。</li> </ul>

### ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット・別冊(「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点)に記載されているこの保険商品の保障内容等(主に右の内容)について申込者さま全員(配偶者含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

- 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険料(保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 保障額(給付金額は必要な金額となっていますか)
- 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)

## 保障内容と月払保険料(概算)

保障内容	加入対象	本人・配偶者		
		1口プラン	3口プラン	5口プラン
口数				
<生活習慣病入院給付金> 所定の生活習慣病(*1)で入院をしたとき (1泊2日からの入院1日あたり)		1,000円	3,000円	5,000円
<生活習慣病手術給付金> 所定の生活習慣病(*1)で所定の手術を受けたとき (手術の種類に応じて1回につき)		4・2・1万円	12・6・3万円	20・10・5万円
<三大疾病診断給付金> 所定の三大疾病と診断されたとき(*2) (一時金でお支払い)		100万円	100万円	100万円
保険年齢	生年月日	月払保険料(概算)		
16～19歳	H14.10.2～H18.10.1	71円	113円	155円
20～24歳	H9.10.2～H14.10.1	71円	113円	155円
25～29歳	H4.10.2～H9.10.1	111円	153円	195円
30～34歳	S62.10.2～H4.10.1	208円	264円	320円
35～39歳	S57.10.2～S62.10.1	368円	444円	520円
40～44歳	S52.10.2～S57.10.1	586円	698円	810円
45～49歳	S47.10.2～S52.10.1	916円	1,088円	1,260円
50～54歳	S42.10.2～S47.10.1	1,275円	1,525円	1,775円
55～59歳	S37.10.2～S42.10.1	1,934円	2,282円	2,630円
60～64歳	S32.10.2～S37.10.1	2,920円	3,440円	3,960円
65～69歳	S27.10.2～S32.10.1	4,186円	4,938円	5,690円

\*1 所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**をいいます。

\*2 所定の三大疾病(**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**)と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

※支払事由の詳細は別冊「特に重要なお知らせ(契約概要)」(別表)【お支払い内容の詳細】をご確認ください。

また、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は、別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

※上記保険料は、主契約の被保険者数(配偶者は含みません)が100～199名の場合の概算月払保険料です。

加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

ケガ保険  
 病気保険  
 携行品保険  
 賠償保険  
 ゴルフ保険  
 サポート  
 長期収入  
 社員グループ  
 家族生活費  
 生活習慣病  
 医療保険



# 医療保険 入院保障保険(プライム60)

〈(集団名) 富士フイルムホールディングス株式会社  
〈(引受保険会社) アクサ生命保険株式会社

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人および家族	○	P53~59

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社では、富士フイルムグループのみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【推奨理由】  
富士フイルムビジネスエキスパート株式会社は、富士フイルムグループの団体割引が適用されること、取扱実績が多く、迅速なサービス提供ができることを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(プライム60)」をおすすめしております。

取扱募集代理店 富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

## 入院・手術を一生保障する医療保険。特約を付加することでさらに保障が充実します。

**特長 1** 保険料が割安で一生上がりません。さらに主契約の保険料が最大 50% 割引になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当されると、主契約の保険料が 10% 割引されます。最大で 50% 割引になります。

詳しくはP.37~38へ

**さらに** アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます。 ※ご利用いただける サービスについてはアクサ生命ホームページでご確認ください。

★すでに、アクサ生命の医療保険にご契約の方は、P.43・P.44 で現在ご契約されている保障内容をご確認ください。

### ■ 保障内容 **重要** 保険期間・保険料払込期間：終身

		このようなときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
基本プラン	入院 主契約	ガン以外の病気により入院したとき	日帰り入院*3 から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1入院 60日限度 通算 1,095日限度
		ケガにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1入院 60日限度 通算 1,095日限度
		ガンにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数	お支払日数無制限
	手術	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*5)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*6×40・20・10	手術の種類に応じて、1回につき <b>20・10・5</b> 万円
[手術補完給付特約] 手術または放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。		何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*6×5	放射線治療は 60日に1回限度	1回につき <b>2.5</b> 万円
先進医療	先進医療*7による療養を受けたとき		先進医療給付金	1回の療養につき 1,000万円 限度、通算 2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*8
	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき		先進医療一時金		1回の療養につき <b>15</b> 万円
保険料を割引	無事故判定期間(5年間)内に無事故に該当されたとき			1回につき 主契約保険料の <b>10%</b> を割引 最大 <b>5回</b> / <b>50%</b> 割引	

**プラス** 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約 I	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・II型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*3 から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*6×入院日数	1入院 120日限度 通算 1,095日限度	1日につき <b>5,000</b> 円	1日につき <b>10,000</b> 円	一生保障
特約 II	退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)		退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*6×5	通算 10回限度	1回につき <b>25,000</b> 円	1回につき <b>50,000</b> 円	
特約 III	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	入院しなくても 保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額	月1回 通算 60ヵ月限度	1回につき <b>5</b> 万円		90歳まで自動更新 10年満了 一生保障
		ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	入院しなくても 保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額	月1回 通算 60ヵ月限度	1回につき <b>5</b> 万円		

\* 3 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。  
 \* 4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。  
 \* 5 対象となる手術(88種類)については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
 \* 6 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。

\* 7 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。  
 \* 8 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。  
 ※先進医療給付特約(12)、無事故割引特則およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額 5,000円コース、10,000円コースにかかわらず、一律記載の金額・割合となります。  
 ※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ケガ保険  
病欠保険  
携行物品保険  
賠償保険  
ゴルフ向け保険  
サポートプラン  
長期収入  
社員グループ保険  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険

# 月払保険料表 [集団扱] **重要**

・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約 (12)・生活習慣病入院給付特約 (09) (120日型・II型)・退院後療養給付特約 / 保険期間・保険料払込期間: 終身  
 ・ガン化学療法・緩和療養給付特約 / 保険期間・保険料払込期間: 10年 (90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。)

## 入院給付金日額5,000円コース

(2021年10月現在、単位:円)

契約年齢 (歳)	基本プラン		無事故割引回数5回到達後		特約Ⅰ (生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型))		特約Ⅱ (退院後療養給付特約)		特約Ⅲ (ガン化学療法・緩和療養給付特約)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,275	(828)	1,310	(850)	—	—	190	195	—	—
1	1,270	(828)	1,305	(850)	—	—	190	200	—	—
2	1,270	(833)	1,300	(848)	—	—	190	200	—	—
3	1,260	(828)	1,295	(848)	155	125	190	205	—	—
4	1,260	(830)	1,300	(853)	165	135	195	210	—	—
5	1,265	(835)	1,315	(865)	170	140	195	210	110	110
6	1,275	(845)	1,330	(875)	175	145	200	215	110	110
7	1,290	(855)	1,355	(893)	185	155	200	215	110	115
8	1,310	(870)	1,380	(908)	190	160	200	220	115	115
9	1,330	(883)	1,405	(925)	200	170	205	225	115	120
10	1,525	(1,070)	1,635	(1,148)	210	170	205	230	120	120
11	1,555	(1,090)	1,670	(1,173)	220	180	210	235	125	125
12	1,585	(1,110)	1,705	(1,195)	230	190	210	235	130	130
13	1,615	(1,130)	1,740	(1,220)	245	200	215	240	135	140
14	1,650	(1,155)	1,770	(1,240)	255	210	220	245	140	145
15	1,685	(1,178)	1,805	(1,265)	270	220	220	250	145	150
16	1,710	(1,193)	1,835	(1,285)	285	230	225	260	155	160
17	1,745	(1,215)	1,870	(1,310)	295	240	230	265	160	165
18	1,780	(1,238)	1,905	(1,335)	310	255	235	270	165	170
19	1,810	(1,258)	1,940	(1,358)	325	270	235	275	170	180
20	1,845	(1,280)	1,980	(1,385)	340	280	240	285	170	190
21	1,895	(1,315)	2,015	(1,413)	360	290	245	285	175	205
22	1,935	(1,340)	2,050	(1,435)	380	305	250	295	180	225
23	1,970	(1,363)	2,090	(1,465)	400	325	255	300	185	245
24	2,010	(1,388)	2,125	(1,488)	420	340	260	310	185	265
25	2,060	(1,420)	2,160	(1,513)	440	360	270	315	190	285
26	2,105	(1,450)	2,195	(1,538)	465	380	275	320	200	315
27	2,150	(1,478)	2,220	(1,553)	495	400	280	320	205	345
28	2,200	(1,508)	2,260	(1,580)	515	415	285	325	215	380
29	2,245	(1,535)	2,285	(1,598)	545	435	290	325	225	410
30	2,295	(1,565)	2,320	(1,623)	575	460	300	330	245	455
31	2,350	(1,600)	2,355	(1,648)	610	485	305	335	260	495
32	2,400	(1,630)	2,380	(1,665)	640	510	315	335	285	540
33	2,465	(1,670)	2,420	(1,693)	680	530	325	340	305	590
34	2,525	(1,708)	2,460	(1,720)	720	560	335	345	335	640
35	2,580	(1,740)	2,500	(1,745)	755	590	345	350	365	695

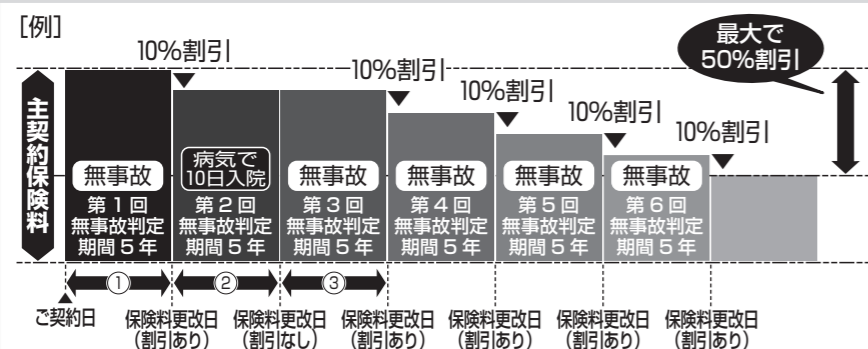
## 入院給付金日額10,000円コース

(2021年10月現在、単位:円)

契約年齢 (歳)	基本プラン		無事故割引回数5回到達後		特約Ⅰ (生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型))		特約Ⅱ (退院後療養給付特約)		特約Ⅲ (ガン化学療法・緩和療養給付特約)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
1	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
2	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
3	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
4	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
5	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
6	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
7	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
8	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
9	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
10	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
11	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
12	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
13	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
14	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	—	—
15	3,260	(2,245)	3,500	(2,420)	540	440	440	500	145	150
16	3,310	(2,275)	3,560	(2,460)	570	460	450	520	155	160
17	3,380	(2,320)	3,630	(2,510)	590	480	460	530	160	165
18	3,450	(2,365)	3,700	(2,560)	620	510	470	540	165	170
19	3,510	(2,405)	3,770	(2,605)	650	540	470	550	170	180
20	3,580	(2,450)	3,850	(2,660)	680	560	480	570	170	190
21	3,680	(2,520)	3,920	(2,715)	720	580	490	570	175	205
22	3,760	(2,570)	3,990	(2,760)	760	610	500	590	180	225
23	3,830	(2,615)	4,070	(2,820)	800	650	510	600	185	245
24	3,910	(2,665)	4,140	(2,865)	840	680	520	620	185	265
25	4,010	(2,730)	4,210	(2,915)	880	720	540	630	190	285
26	4,100	(2,790)	4,280	(2,965)	930	760	550	640	200	315
27	4,190	(2,845)	4,330	(2,995)	990	800	560	640	205	345
28	4,290	(2,905)	4,410	(3,050)	1,030	830	570	650	215	380
29	4,380	(2,960)	4,460	(3,085)	1,090	870	580	650	225	410
30	4,480	(3,020)	4,530	(3,135)	1,150	920	600	660	245	455
31	4,590	(3,090)	4,600	(3,185)	1,220	970	610	670	260	495
32	4,690	(3,150)	4,650	(3,220)	1,280	1,020	630	670	285	540
33	4,820	(3,230)	4,730	(3,275)	1,360	1,060	650	680	305	590
34	4,940	(3,305)	4,810	(3,330)	1,440	1,120	670	690	335	640
35	5,050	(3,370)	4,890	(3,380)	1,510	1,180	690	700	365	695

### 無事故割引特則について

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の主契約の保険料を10%ずつ割引きます。主契約の保険料が最大で50%割引となります。



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引きます。(割引回数は1回となります。)
  - ②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のままです。)
- 以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引きます。

### 「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
  - 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- ※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあためます。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの基本プランの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)

※ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性が入院給付金日額5,000円コースにガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際の更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は2021年10月現在の保険料率で計算しております。)

※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額10,000円コース」のご契約はできません。

# 先進医療 まるごとサポート

## 高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

先進医療給付特約 (12)

**特長 1** 先進医療の技術料を、一生涯にわたって**全額保障**\*1します。  
\*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

**特長 2** 病院が遠方であった場合の、**交通費・宿泊費**などにもお使いいただける**先進医療一時金**をお受取りいただけます。

先進医療の技術料は全額自己負担です。  
先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

### お支払例

先進医療

### 陽子線治療

技術料 (平均額)\*2: 2,700,000円の場合



先進医療給付金 2,700,000円  
先進医療一時金 150,000円  
**合計 2,850,000円**  
をお支払いします。

\*2 「技術料 (平均額)」は下記出典にもとづき算出 (万円未満は切り上げ) しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)  
出典: 令和元年12月13日中央社会保険医療協議会総会資料「令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(平成30年7月1日～令和元年6月30日の実績報告)

\*上記の例は、2021年9月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は適宜見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページをご確認ください。

### さらに

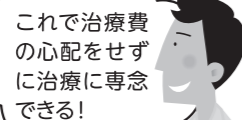
安心して先進医療を受けていただくために**2つのサービス**でお客さまをサポートします。

特に高額となる重粒子線治療・陽子線治療について

### お支払いの事前査定サービス

先進医療給付金などのお支払いが可能かどうかの査定を先進医療受療前に行い、結果をお客さまにご回答します。

\*お支払い可否の最終判断は、先進医療受療後の請求書類にもとづき行いますので、事前査定の回答はお支払い可否を保証するものではありません。



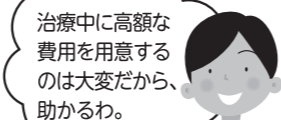
これで治療費の心配をせずに治療に専念できる!

すべての先進医療について

### 医療機関への直接支払いサービス

アクサ生命から医療機関へ先進医療給付金を直接お支払いします。

\*医療機関への直接支払いは、お客さまから医療機関に事前にご説明いただき、医療機関の事前了解が得られていることがお取扱いの条件となります。



治療中に高額な費用を用意するのは大変だから、助かるわ。

\*本サービスのご利用にあたっては、必要書類のご提出などアクサ生命所定の要件があります。  
\*本サービスは、アクサ生命が提供します。サービス内容などについてご不明な点などありましたら、アクサ生命までお問い合わせください。  
\*サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。  
\*先進医療給付金などのお支払いにあたっては、先進医療受療時に有効なご契約であることが条件となります。

# 手術保障 約1,000種類の手術を保障

## これまでお支払対象とならなかった手術もお支払対象となります。

手術給付特約、手術補完給付特約

**特長 1** 手術補完給付特約により、これまでお支払対象とならなかった**手術も保障**します。

**特長 2** 公的医療保険制度の対象となっている**約1,000種類の手術\***を保障します。

\*一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。



### お支払例

入院給付金日額 5,000円コースの場合

手術 1

### 鼓膜切開術

「急性中耳炎」と診断され、「鼓膜切開術」を受けられた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術補完給付特約から手術補完給付金

**25,000円** (5,000円×5)をお支払いします。

\*手術給付特約の支払対象とならない手術でも、公的医療保険制度対象の所定の手術だった場合、手術補完給付特約からお支払いします。

手術 2

### 虫垂切除術

「急性虫垂炎」と診断され、「虫垂切除術」を受けられた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術給付特約から手術給付金

**50,000円** (5,000円×10)をお支払いします。

\*手術給付特約の支払対象となる手術の場合、手術補完給付金はお支払いしません。

# がんの治療

変化するがん治療にも対応

## 変化するがん治療のカタチにも対応します。

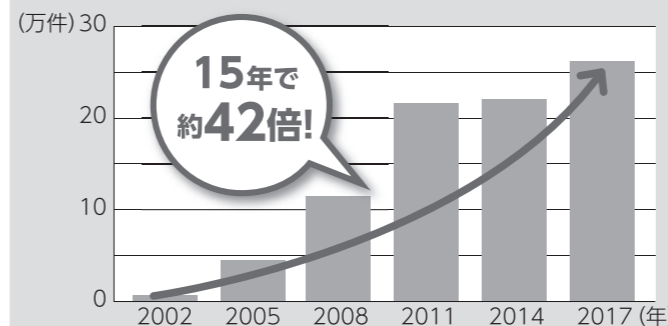
がん化学療法・緩和療養給付特約

特長

がんによる**「化学療法(抗がん剤治療)」**の保障はもちろん、がんによる**疼痛**などの緩和を目的とした**「緩和ケア(緩和療養)」**もしっかり保障します。

「化学療法(抗がん剤治療)」による治療は、厚生労働省が外来化学療法を推進していることもあり、患者の生活の質を維持する治療方法として、通院(外来)による治療が増えています。また近年では、患者の身体的・精神的痛みを取り除きながらがんを治療していく考え方が重視され、早い段階から医療用麻薬などを使用した「緩和ケア(緩和療養)」を取り入れる傾向が強くなっています。

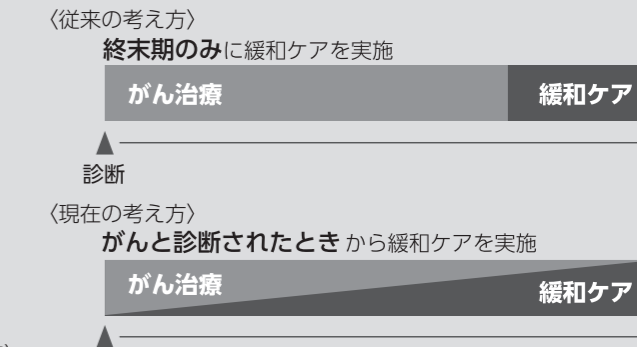
■ 通院(外来)による化学療法の実施件数推移 (診療報酬における外来化学療法加算の算定回数)



15年で約42倍!

\*上記のデータは各年の6月に審査された1ヵ月分の件数です。  
出典: 厚生労働省「社会医療診療行為別統計(2002年～2017年)」

■ がん治療と緩和ケアの実施イメージ



出典: 厚生労働省「がん対策推進基本計画(平成30年3月)」にもとづきアクサ生命が作成。

ケガ保険  
病氣保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルフ向け保険  
長期収入  
サポートプラン  
社員グループ保険  
家族生活費  
保障プラン  
生活習慣病  
医療保険

# ご契約のお取扱い **重要**

## 1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日 : 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社……………2022年4月1日  
富士フィルムビジネスイノベーション関連会社……………2022年5月1日
- 保障が始まる日(責任開始期) : ご契約日と同日

●このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記ご契約日より保険契約上の責任(保障)が開始されます。  
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

## 2 お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格  
ご契約者：富士フィルムビジネスイノベーション株式会社および富士フィルムビジネスイノベーション関連会社の役員・社員  
被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方  
なお、保険契約者が本人であれば、配偶者・子ども・父母だけのご契約もできます。  
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- 取扱範囲  
「入院給付金日額 5,000円コース」「入院給付金日額 10,000円コース」よりお選びください。  
※契約年齢 14歳以下の方は「入院給付金日額 10,000円コース」のご契約はできません。  
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。  
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。  
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

## 3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれかが該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか  
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか  
ウ. 申込日現在、妊娠していますか  
＜ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ＞  
エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか  
または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか  
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。  
※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができない場合がございますので、ご了承ください。  
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限り、ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

## 4 保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。  
※この特約の保険期間満了の日の2カ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)  
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。  
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

## 5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回は、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社は2022年4月の給与より、富士フィルムビジネスイノベーション関連会社は2022年5月の給与より控除します。)

## 6 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替)で一生涯保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

## 7 給付金などの受取人

- 被保険者となります。

## 8 払いもどし金について

- このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

## 9 税務のお取扱い(2021年10月現在)

- 給付金など非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

## 10 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人  
②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)  
③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

**アクサ生命のデジタル約款のご案内**  
「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。  
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。  
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。  
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

### アクサメディカルアシスタンスサービス

**無料**でご利用いただけます。 ※郵送検査キットによる血液検査サービスについては優待価格でのご提供となります。

#### 医療保険 入院保障保険(プライム60)

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。  
●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

<b>被保険者さまがご利用いただけます。</b>	<b>被保険者さまとご家族がご利用いただけます。</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●セカンドオピニオンサービス</li><li>●糖尿病サポートサービス</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●オンライン健康相談(Doctors Me) ※ご契約者さまもご利用いただけます。</li><li>●24時間電話健康相談サービス ※ご家族は被保険者さまと同居の場合にご利用いただけます。</li><li>●介護・リハビリサポートサービス ※「あたまの健康チェック®」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。</li></ul>
●ご契約者さま、被保険者さまとご家族がご利用いただけます。 <b>優待価格</b>	
●郵送検査キットによる血液検査サービス	

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター(TEL:03-6757-0310 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までお問合わせください。  
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。  
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。  
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ
家族生活費
生活習慣病
医療保険

# ■募集中止商品

## 2014年度より「入院保障保険(プライム60)」をご案内することとなったため、下記の商品は募集中止としております。

### 医療保険[5年更新定期型/終身型] (2010年度まで募集)

正式名称 5年更新定期型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険  
終身型：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人終身保険

### ■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

基本契約	給付内容	ご契約時の保険料が5年毎に見直しされます。(更新)ご健康状態にかかわらず更新できます。	
		5年更新定期型 (医療給付金付個人定期保険)	終身型 (医療給付金付個人終身保険)
患者負担の入院費などに 疾病・災害入院給付金	病気により継続して8日以上入院したとき 不慮の事故により180日以内に5日以上入院したとき (1回の入院につき120日/通算700日限度) [入院給付金日額×入院日数]	初日から1日につき <b>5,000円</b>	初日から1日につき <b>5,000円</b>
手術に伴う諸経費に 手術給付金	病気または不慮の事故により所定の手術を受けたとき (手術の種類により対象となる手術88種類) 一部の手術を除き、お支払限度はありません。 [入院給付金日額×50・30・15]	手術の種類に応じて、 1回につき <b>25・15・7.5万円</b>	手術の種類に応じて、 1回につき <b>25・15・7.5万円</b>
死亡・高度障害 保険金	病気等により死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×100]	<b>50万円</b>	<b>50万円</b>
災害・災害高度 障害保険金	不慮の事故により180日以内に死亡または所定の高度障害状態のとき [入院給付金日額×200]	<b>100万円</b>	<b>100万円</b>
高度先進医療 給付金*1 (高度先進医療給付特約)	所定の先進医療*2による療養を受けられたとき (通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍)]	技術料に応じて 1回につき <b>152.5~2.5万円</b>	技術料に応じて 1回につき <b>152.5~2.5万円</b>
特定疾患給付金 (特定疾患給付特約)	所定の特定疾患により継続して8日以上入院されたとき (1疾患につき1回限度) [主契約の入院給付金日額×30]	1疾患につき <b>15万円</b>	1疾患につき <b>15万円</b>
任意選択		5年毎の更新で80歳まで保障	
特約Ⅰ	成人病入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して8日以上入院したとき (1回の入院につき120日/長期継続入院給付金と合算して通算700日限度(基本契約と別枠)) [主契約の入院給付金日額×入院日数]	主契約の入院給付金(基本契約)にプラスして1日につき 初日から <b>5,000円</b>
	長期入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により継続して270日以上入院したとき (1回の入院につき1回、成人病入院給付金と合算して通算700日限度) [主契約の入院給付金日額×100]	1回につき <b>50万円</b>
任意選択		70歳までの保障	
特約Ⅱ	短期入院の備えとして 初期入院給付金 (初期入院給付特約)	病気または不慮の事故により2日以上継続入院したとき (通算10回限度) [主契約の入院給付金日額×4]	1回につき <b>20,000円</b>

\*1 高度先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を主契約の入院給付金日額に乗じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。  
\*2 約款に定める高度先進医療を意味します。

### 入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉(2013年度まで募集)

正式名称 手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

### ■保障内容 重要 【主契約の入院給付金日額5,000円の場合】

基本プラン	主契約	ご契約時の保険料が5年毎に見直しされます。(更新)ご健康状態にかかわらず更新できます。	
		5年更新定期型 (医療給付金付個人定期保険)	終身型 (医療給付金付個人終身保険)
主契約	病気(所定のガン以外)・ケガにより 1日以上入院されたとき	初日から1日につき <b>5,000円</b>	疾病・災害入院給付金 1回の入院につき60日/ 通算1,095日限度
	所定のガンにより 1日以上入院されたとき	初日から1日につき <b>5,000円</b>	ガン入院給付金 1回の入院・通算ともに お支払限度はありません。
	無事故判定期間内に 無事故とみなされたとき	主契約の保険料の <b>10%割引</b>	無事故割引特則 (最大5回・50%割引)
セット特約	病気・ケガにより 所定の手術を受けられたとき 手術給付特約	手術の種類に応じて、1回につき <b>20・10・5万円</b>	手術給付金 一部の手術を除き お支払限度はありません
	所定の先進医療による 療養を受けられたとき 先進医療給付特約(09)	技術料に応じて1回につき <b>152.5~2.5万円</b>	先進医療給付金* 通算700倍限度
	所定の特定疾患を発病したと 医師により診断されたとき 特定疾患給付特約(03)	1疾患につき <b>15万円</b>	特定疾患給付金 1疾患1回限度
+ 下記の特約Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをプラスすると保障がさらに充実します。			
任意選択	特約Ⅰ	所定の生活習慣病により 1日以上入院されたとき 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉	初日から1日につき <b>5,000円</b>
	特約Ⅱ	主契約の入院給付金の支払われる入院をし、 その退院時に生存されているとき 退院後療養給付特約	1回につき <b>25,000円</b>
	特約Ⅲ	所定のガン、急性心筋梗塞または、 脳卒中と診断され 所定の状態になられたとき 3大疾病診断給付特約(03)	各診断給付金につき <b>50万円</b>
		一生涯の保障	
		保80歳まで	
		一生涯の保障	
		保80歳まで	

\*先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を特約基本給付金額に乗じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

●既にご契約されている方の継続加入は可能です。(引続き保険料給与天引きによる継続加入のお取扱いとなります。)  
※追加契約、増額はできません。  
※解約、減額等をご希望の方は、別途お手続きが必要となります。  
※保障内容(概要)につきましては、上記をご参照ください。

\*記載の商品内容は商品・制度の概要または一部を記載しております。  
ご契約いただいている商品内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■このパンフレットに記載の内容は2021年10月現在のものです。

<p>[引受保険会社]</p> <p><b>アクサ生命保険株式会社</b></p> <p>〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)</p> <p>www.axa.co.jp/</p>	<p>[取扱募集代理店・お問合せ先]</p> <p><b>富士フイルムビジネスエクスパート株式会社 保険サービスセンター</b></p> <p>〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンプライトツイン TEL 03-6300-6745</p> <p>[お問合せ先]</p> <p><b>アクサ生命保険株式会社 制度推進部</b></p> <p>【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450 From No.0D2588(9.0) AXA-A1-2011-1543/9F7 2021.11.19</p>
--	---

ケガ保険  
病氣保険  
携行品保険  
賠償保険  
ゴルフ向け  
長期収入  
サポート  
社員グループ  
家族生活費  
生活習慣病  
医療保険

## ◎引受保険会社一覧

(2022年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各保険会社の引受割合については、後日確定します。富士フィルムビジネスイノベーション株式会社へお問い合わせください。

### 【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●golfer向け保険
- 長期収入サポートプラン

(病気保険、火災保険は、三井住友海上火災保険会社100%の引受となります。)

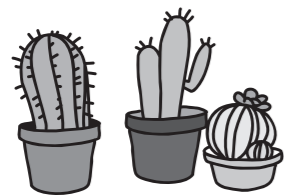
幹事会社 **三井住友海上火災保険株式会社**  
総合営業第四部 第四課  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL 03-3259-3155

東京海上日動火災 損保ジャパン セコム損保 あいおいニッセイ同和  
(2022年4月21日以降、変更の可能性あります。)

- 自動車保険

**東京海上日動火災保険株式会社**  
化学産業営業部 営業第二室  
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1  
TEL 03-3285-0216

作成年月：2021年11月 募集文書番号：21-TC06686



### 【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 **アフラック**  
東京第二法人営業部  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル  
TEL 03-6374-1422  
AF006-2021-0831 11月26日(221126)

- 医療保険 (入院保障保険(プライム60))

〔引受保険会社〕 **アクサ生命保険株式会社**  
制度推進部【照会先】法人ビジネス業務部  
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
TEL 03-6737-7450

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕 **日本生命保険相互会社** (事務幹事) 法人サービスセンター  
TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。  
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

- 家族生活(費)保障保険 ●三大疾病保障保険 ●健康づくりサポート
- 【保険契約の契約代表者】富士フィルムホールディングス株式会社

- 家族生活(費)保障保険

〔引受会社〕 **明治安田生命保険相互会社** (事務幹事)

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 大樹生命  
ジブラルタ生命 東京海上日動あんしん生命 SOMPOひまわり生命  
メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

- 三大疾病保障保険・健康づくりサポート

**明治安田生命保険相互会社 明治安田ライフプランセンター株式会社**

お問い合わせ先 明治安田生命 総合法人第二部 法人営業第三部

TEL 03-3560-5736

- 医療保険 (生活習慣病保障プラン)

〔引受保険会社〕 **大樹生命保険株式会社** 法人営業第二部  
〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1  
TEL 03-6831-8825



保険種類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上火災)	ケガ保険	<p>三井住友海上火災 事故受付センター  <b>0120-258-189</b> (24時間 365日受付サービス)</p>
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー向け保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 (日本生命)		<p>富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター  <b>0120-553-053</b>  <b>内線8-511-323</b>  (土日・祝日を除く平日 10:00 ~ 15:00)</p>
家族生活(費)保障保険 三大疾病保障保険・ 健康づくりサポート (明治安田生命)		
生活習慣病保障プラン (大樹生命)		
入院保障保険 (プライム 60) (アクサ生命)		

## お問い合わせ先・募集代理店・扱い者

### 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン  
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-6300-6745** FAX **03-5485-7586**

内線 **8-511-323** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6 (団体保険募集) をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>